

平成16年（行ウ）第20号 八ツ場ダム費用支出差止請求住民訴訟事件  
原 告 柏村忠志 外20名  
被 告 茨城県知事 外1名

**証拠説明書（甲D1～D13）**

2007年（平成19年）7月18日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 谷 萩 陽 一

弁護士 五 来 則 男

弁護士 坂 本 博 之

弁護士 広 田 次 男

上記谷萩陽一訴訟復代理人

弁護士 丸 山 幸 司

外

号 証	標 目	(原本・ 写しの 別)	作成年月日	作成者
	H14ダムサイト地質調査 解析業務報告書	写	平成15年3月	応用地質株式会社
立 証 趣 旨				
甲D第1号証				
<p>1) ダムサイト地盤の地形・地質の概要。</p> <p>2) 吾妻川、上・中流部の河川形成史（急速な下方浸食の進行）</p> <p>3) ダムサイトには、高角度の3本の大亀裂の存在が想定され、また無数のシーティング節理が発達していること。</p> <p>4) 左岸には擾乱帯、右岸には熱水変質帯が存在していること、及び、これらの岩級区分は、いずれも「CL級」であり、ダムの取付部の岩盤としては不適格であること。</p> <p>5) 前記3)の状況から、両岩の各高角度の亀裂の川側は、高透水帯を形成していること。</p> <p>6) 「シーティング節理が頻繁に連続して発達しているようであれば、ダム基礎岩盤のせん断強度を大幅に減少させる可能性がある」(92頁)と指摘されていること。</p> <p>7) 左岸の河床標高部の高透水帯は、上・下流方向に連続している可能性があると指摘されていること。</p> <p>8) 高角度亀裂の山側の状態を含め、亀裂の性状等について、なお調査が必要とされていること。</p>				
号 証	標 目	(原本・ 写しの 別)	作成年月日	作成者
	H15ダムサイト地質調査 (その1) 報告書	写	平成16年3月	応用地質株式会社
立 証 趣 旨				
甲D第2号証				
<p>1) 甲D第1号証の提言に基づいて作成された左岸の地質調査報告書であること。</p> <p>2) 左岸の河床標高(480~500m)付近では、上・下流方向に低角度の開口性割れ目が連続していて、高透水帯を形成していること。</p> <p>3) 上記2)の状態は、「基礎岩盤全体のせん断強度に大きな影響を与える」(131頁)こと。</p> <p>4) さらに、左岸の詳細な地質調査等が必要とされていること。</p> <p>5) 甲D第1号証の報告書が想定した「想定クラック」(原告らのいう「3本の高角度亀裂」)の外側にも、高透水帯が存在すること。</p>				

号 証	標 目	(原本・ 写しの 別)	作成年月日	作成者
	H15ダムサイト地質調査 (その2) 報告書	写	平成16年3月	パシフィックコンサルタンツ 株式会社
立 証 趣 旨				
甲D第3号証				
	1) 甲D第1号証の提言に基づく右岸の地質調査報告書であること。 2) 右岸地山深部の高透水ゾーンは、Da2沿いの高角度割れ目沿い、 及び下流側、山側に低角度で傾斜する地質構造沿いにあること。 3) 地山地下水位は、山側の27軸で標高565m付近、川側の23軸付近 で同480m付近にあり、断面上では、地下水瀑のような動水勾配を 示していること。 4) 貫入岩脈沿いに高透水帯が確認され、上下流方向への水みちが形 成されている可能性があること。			
号 証	標 目	(原本・ 写しの 別)	作成年月日	作成者
	H15ダムサイト地質調査 (その3) 報告書	写	平成16年11月	日本工営株式会社
立 証 趣 旨				
甲D第4号証				
	1) 甲D第1号証の提言に基づく左岸の調査報告書であること。 2) 左岸では、表層に近いところを「第一地下水位」、河床標高の水 位を「第二地下水位」とし、その中間にも「中間水位」が存在する という、高透水帯の多重構造が認められること。 3) 甲D第2号証の調査結果を補強するものとして、左岸の河床標高 には広範囲に地下水の連通性が確認されていること。 4) 当ダムでは、河床レベルでの高透水岩盤の性状と分布の調査が、 なお必要とされていること。 5) ダムサイトの安山岩類は「陸上起源の堆積物である可能性がある (83頁)とされ、陸成であると判断されており、ダムサイトの岩盤と しては不適であること。			

号 証	標 目	(原本・ 写しの 別)	作成年月日	作成者
甲D第5号証の 1	「土地分類基本調査 草津 国土調査」抜粋	写	平成10年	群馬県
立 証 趣 旨				
1) ダムサイトの八ツ場層安山岩類は、陸成であること。即ち、「草津」によれば、「吾妻渓谷の絶壁は吾妻川両岸の標高500~700mの斜面に帯状に認められる。この地域の岩盤は、後期中新世に堆積した陸成の溶岩や火碎岩層から構成される」とされていること(13頁)。なお、「八ツ場層」の地質時代区分は、今日では、「新第三紀鮮新世」と判定されており、「中新世」との主張をするものではない。				
号 証	標 目	(原本・ 写しの 別)	作成年月日	作成者
甲D第5号証の 2	前同「草津」の「表層地層図」		平成10年	群馬県
立 証 趣 旨				
1) ダム堤体の右袖部から、直下流で吾妻川を遮断する断層の存在が示されていること。				
号 証	標 目	(原本・ 写しの 別)	作成年月日	作成者
甲D第6号証	「八ツ場ダム上流ロックフィルダム案予備検討」 抜粋	写	昭和49年2月	株式会社ユニック
立 証 趣 旨				
1) 建設省は、昭和49年当時、八ツ場ダム予定地が重力ダムの建設地としては、不適切で安全性に不安があったことから、ロックフィルダム建設の検討を行い、地質調査会社に「ロックフィルダム案」の検討をさせていたこと。 2) 同報告書には、右岸の「熱水変質部の規模はかなり大きく、上流案ダムをコンクリート形式とするには技術的に懸念されるほどである。また、ダム下流部に河床を横断する上流下がりの約3m厚さの断層が地表部で確認されている。」とあり、国会答弁の事実が確認されていること。				

号 証	標 目	(原本・ 写しの 別)	作成年月日	作成者
甲D第7号証	第63国会衆議院地方行政委員会会議録 抜粋	写	昭和45年6月	衆議院
立 証 趣 旨				
<p>1) 建設省は、当時、上流地点には、「川原湯温泉に続くいわゆる熱変質をした地質」、「河床を横断する3メートルの岩の断層」、「岩盤に節理が非常に多い」などの事実を挙げ、「ダムの基礎地盤としてはきわめて不安定」、「大型ダムの建設場所としてはきわめて不安な状況である」旨の報告書を文化庁に提出しており、文化庁の内山正文化財保護部長は、衆議院地方行政委員会で、この旨答弁をしていた事実。</p> <p>2) 当時の建設省河川局川崎精一河川課長も、その席で、「先ほどのお話の通りでございます。」と答弁していること。</p>				
号 証	標 目	(原本・ 写しの 別)	作成年月日	作成者
甲D第8号証	第65国会衆議院予算委員会第5分科会会議録 抜粋	写	昭和46年2月	衆議院
立 証 趣 旨				
<p>第65国会衆議院予算委員会第5分科会において、文化庁内山正文化財保護部長は、「上流地点に場所を変えての検討をお願いしておったわけでございますが、その地点は必ずしも地質的に適当でないという結論が出ました。」と答弁。建設省が、上流案を一旦は中止した事実があること。</p>				

号 証	標 目	(原本・ 写しの 別)	作成年月日	作成者
甲D第9号証	H12貯水池周辺斜面安定対策検討業務報告書（抜粋）	写	平成13年3月	財団法人国土技術研究センター
立 証 趣 旨				
<p>1) ダムサイト地盤の地形・地質の概要。</p> <p>2) 貯水池周辺の地質と地質上の工学的問題点等（同報告書16頁）。</p> <p>3) 本報告書作成時までの、貯水池地すべり関係の調査の概要（19～26頁）。</p> <p>4) 左岸林地区のそれまでの地すべり調査の概要。「地すべり地」を上流側と下流側の2カ所に特定するまでの検討経緯（42頁～）。</p> <p>5) 同地区の林層は、不動岩貫入岩体の影響を強く受けて、風化や熱水変質を受け、軟質脆弱化していること。</p> <p>6) 前記の地すべり機構等の検討経緯に鑑み、林地区の「地すべり」を、上記2カ所に絞ることについては、調査と検討が不足しており、国交省の判定は根拠が薄弱であること。</p> <p>7) 二社平地区の地すべり機構については、同報告書の記述のとおりであると考えられ、尾根筋は現状でも不安定な状態にあること（119頁～）。</p> <p>8) 林地区も二社平地区も、対策工事は斜面末端での「抑え盛土工」だけであるが、両地区の地すべり機構から考えて、有効な対策工事とは考えられないこと。</p> <p>9) 右岸の「小倉地区」（⑯）については、現場の地質状況等を見誤り、「地すべり地ではない」としていること（26頁）。</p>				
号 証	標 目	(原本・ 写しの 別)	作成年月日	作成者
甲D第10号証	H10林地区地質調査（その2）報告書	写	平成11年3月	日鉄鉱コンサルタント株式会社
立 証 趣 旨				
<p>1) この報告書は、林地区地すべりの最終的な報告書である「甲D9号証」が作成される2年前に作成された報告書である。</p> <p>2) この報告書は、報告書作成時点で、「今まで地すべりの範囲、地すべり面深度、ブロック区分、地すべり発生機構等解明されていないことが多い。」（41頁）とし、「今後は明瞭な地すべり面の有無を確認し、地すべり機構の詳細が把握できるような調査が必要と思われる。」（前同）としており林地区の地すべり機構は解明されていないこと。</p>				

号 証	標 目	(原本・ 写しの 別)	作成年月日	作成者
	H8横壁地区地質調査報告書（抜粋）	写	平成9年2月	明治コンサルタント株式会社
立 証 趣 旨				
甲D第11号証				
	1) 八ツ場ダム予定地上流右岸一帯の地形・地質の概要。 2) 同地域の「林層」は、不動岩貫入岩体の影響を受けており、右岸一帯は、風化や熱水変質を被り、軟質脆弱化していること（同報告書53頁ほか）。 3) 白岩沢右岸地区には、現在でも「地すべり」ないし「表層崩壊」が起こっていること（149～186頁）。 4) 西久保地区では、満水位と洪水期制限水位との貯水池の水位の昇降の影響を受けて、段丘の堆積層の土砂の流出が起り、ひいては、代替造成地の盛土の流出にもつながる恐れがあること（127頁ほか）。 5) 同報告書は、西久保地区は地すべり地ではないとしていたこと（同報告書124頁）。			
号 証	標 目	(原本・ 写しの 別)	作成年月日	作成者
	国土交通省の貯水池地すべりに対する見解（八ツ場ダム工事事務所HP）	写	不詳	国交省八ツ場工事事務所
立 証 趣 旨				
甲D第12号証				
	1) 国土交通省が、「八ツ場ダム貯水池周辺地盤安定検討委員会」の検討結果を、事実上、同省の見解として公表していること。 2) 同委員会は、従前の調査結果を検討した結果、地すべり対策を行う箇所を、林地区で2カ所、二社平地区で1カ所としたこと。 3) 地すべり対策を探るとした3カ所について、地質・地形が記述されており、地すべり地として認定するに至った判断経過が示されていること。 4) 右岸「小倉地区」については、当初の要対策箇所3カ所の中には入っていなかったが、平成10年の集中豪雨で、小規模な地すべりが発生したとして、対策を行ったとの記述があること。			

号 証	標 目	(原本・ 写 し の 別)	作成年月日	作成者
	「地質・地形」(吾妻渓谷周辺およびその南西域)(抜粋)	写	不詳	群馬県長野原町教育委員会
立 証 趣 旨				
甲D第13号証	<p>1) 林地区の地すべり地形と過去の地すべり履歴。同地区斜面の最上部に明瞭な滑落崖が形成されていると指摘していること。</p> <p>2) 西久保地区の対岸には、「中棚破碎帶」が存在していることを指摘していること。</p>			